

# 問題化する(反)ESG 規制の域外適用

米大使館が欧州企業に DEI 調査票。EU は米国企業に CSRD 等を適用。

政策調査部 主席研究員 鈴木裕

## [要約]

- 米国政府に物品やサービスを提供する欧州企業に対して、DEI (Diversity 多様性、Equity 公平性、Inclusion 包摂性) に関する取り組みを問う調査票が在欧米国大使館から送付された。
- トランプ政権は、連邦政府機関に対して違法な DEI プログラムの排除を命ずるとともに、管轄企業に対して能力主義による人事政策を奨励するよう要請する大統領令を発している。
- 今回の在欧米国大使館による欧州企業への調査票送付は、米国の反 DEI 政策を米国域外にも適用するという表明だ。
- 一方、EU は広範で複雑な EU サステナビリティ開示規制を、一定以上の規模の域外企業へも適用する方針であり、多くの米国企業が適用対象となる。
- トランプ政権は、EU サステナビリティ開示規制の域外適用を問題視している。

## 反 DEI 政策を欧州企業に適用するトランプ政権

トランプ大統領は、2025 年 1 月 21 日に Executive Order (大統領令) 14173 号を発出した<sup>1</sup>。この大統領令の主な目的は、すべての連邦政府機関における違法な DEI プログラムを排除することだ。DEI (Diversity 多様性、Equity 公平性、Inclusion 包摂性) は、ジェンダー、人種・民族、性的指向と性自認、障害の有無といった社会的属性に基づく差別や不平等、格差を是正し、それらの属性を有する求職者や被雇用者らにとっての組織の公平性や包摂性を高めるための理念や実践を指す。しかし、これが組織運営の最適化の障害となりかねないことや、逆差別の恐れがあることなどを理由として、トランプ政権は DEI を制限しようとしている。

大統領令は、政府機関に対する命令だが、すべての政府機関の長に対して、所管の民間部門に

<sup>1</sup> “[EXECUTIVE ORDER 14173 ENDING ILLEGAL DISCRIMINATION AND RESTORING MERIT-BASED OPPORTUNITY](#)”  
(2025 年 1 月 21 日)

おける個人の自主性、卓越性、勤勉さの政策を推進することも求めている。つまり、能力主義 (merit system または meritocracy) を人材活用の基本的な方針とすることが民間企業にも要求されるようになっている。実際、既に多くの米国企業が DEI プログラムの見直しを行っており、大統領令の影響は大きい。

米国政府は、米国以外の企業にも、こうした取り組みを求めようとしている。報道によれば、大統領令 14173 号を国籍や事業を展開する国を問わず、米国政府の全てのサプライヤーとサービスプロバイダーに適用するために、在欧米国大使館が様々な企業・組織へ DEI に関する調査票を送付しているとのことだ<sup>2</sup>。米国政府と契約する欧州企業、在欧米国大使館との取引がある企業、米国からの支援を受ける団体等に、DEI の取り組みを報告させることが、今回の米国大使館からの要請であり、これは米国国務省も是認している<sup>3</sup>。今のところ、フランス、ベルギー、スペイン、デンマークなどで米国大使館からの要請があったことが報じられているが<sup>4</sup>、欧州全域に広がっているようだ。

## EU サステナビリティ開示規制の米国企業への適用

米国政府が大統領令を欧州に域外適用しようとしているだけでなく、逆に米国に対して他国規制が域外適用される場合もある。

EU では企業サステナビリティ報告指令 (CSRD) や企業サステナビリティ・デュー・ディリジエンス指令 (CSDDD) といった EU サステナビリティ開示規制が設けられている。サプライチェーンを含めた企業のダイバーシティや温室効果ガス (GHG) 排出量などが開示事項にあげられている。この EU 規制は EU 企業だけでなく、EU 域内での純売上高が大きい EU 域外企業にも適用されるため、少なからぬ米国企業に開示義務が生じる。

しかし、開示規制をはじめサステナビリティに関する様々な規制が企業活動の足かせとなり、経済の停滞を招いているのではないかという反省が生まれ、適用対象企業の絞り込み、開示内容の削減、適用開始時期の先送りなど、サステナビリティ関連の規制全般を大幅に見直すことを内容とする「オムニバス法案」が 2025 年 2 月 26 日に提案された<sup>5</sup>。EU サステナビリティ開示規制域外適用については、EU 域内同様に適用対象企業の絞り込み、開示内容の削減はあり得るもの、適用開始時期の先送りは今のところ検討されていないようだ。このままであれば、EU 域外の企業に対して EU サステナビリティ開示規制が 2028 年 1 月 1 日以降に適用開始となり、2029 年には報告が求められる。

米国共和党は、EU サステナビリティ開示規制が米国企業に適用されることを問題視しており、バイデン政権は EU 側と交渉の余地があったにもかかわらず EU サステナビリティ開示規制が米

<sup>2</sup> Reuters “[US embassies tell suppliers to comply with Trump ban on diversity policies](#)” (2025 年 4 月 1 日)

<sup>3</sup> U.S. Department of State “[Department Press Briefing](#)” (2025 年 3 月 31 日)

<sup>4</sup> Euronews. “[US efforts to eliminate diversity initiatives in Europe face backlash from some countries](#)” (2025 年 3 月 31 日)

<sup>5</sup> 藤野大輝、中澤「[欧州委員会による『オムニバス法案』の概要](#)」(大和総研レポート、2025 年 3 月 14 日)

国企業に適用されることを許してしまっていると非難してきた<sup>6</sup>。2025年2月に就任したラトニック商務長官は、EU サステナビリティ開示規制は、米国企業の競争力を削ぐものであると述べている<sup>7</sup>。2025年3月には上院共和党から、米国企業が EU サステナビリティ開示規制に従わなくとも、不利益を受けないよう保護するという法案が提出された<sup>8</sup>。今後、EU 規制の EU 域外企業への適用に関して交渉が行われるかもしれない。

これは、米国の規制では求められない広範で複雑な情報開示を EU が米国企業に義務付ける域外適用が問題化しているということだ。EU サステナビリティ開示規制は今後、適用対象企業の絞り込みや開示事項等の縮小が予想されるが、それでも域外適用の対象となる米国企業には大きな情報開示負担が生じる。

EU サステナビリティ開示規制が開示を義務付けるダイバーシティや GHG 排出量等は、米国でも開示が検討されたものの、結局は開示不要となっている。

ダイバーシティについては、NASDAQ 規則が無効になっている。NADAQ は、上場企業の取締役会構成におけるダイバーシティの充実を義務付けるとともに、対応状況を開示させるための規則を制定し、取締役会の多様性に関する情報開示規則を定め、2021年8月6日に米国証券取引委員会（SEC）の認可を得ている<sup>9</sup>。この NASDAQ 規則には、検討されていた当時から共和党が反対し、SEC に対して認可を拒絶するよう求めていた<sup>10</sup>。保守系団体がこの規則の無効化を求めて提訴していたが、取締役の属性としてジェンダーや人種・民族、LGBT などの考慮を求める規則を承認することは、SEC が所管する証券行政の範囲外であると裁判所は判断した<sup>11</sup>。

同じことは GHG 開示規則でも生じている。GHG 開示規則はバイデン政権発足以来、米国でも検討が進められた。政権発足から3年を経てようやく 2024年3月6日に SEC が規則制定にこぎ着けたが、産業界や共和党からの反発は強く、当初から開示規則の実施は大きな障害に直面した。2024年11月の大統領選挙と議会選挙の結果は、この GHG 開示規則の廃止を決定づけることとなった。政権交代と同時に共和党系委員が多数となった現 SEC は、SEC に GHG 規則制定権限はないという立場だ。つまり、SEC がいったん策定した GHG 開示規則は権限外だったと SEC 自身が主張するようになっている<sup>12</sup>。

## 今後の見通し

EU 企業に対して DEI への取り組みの放棄を求めるかのようなトランプ政権の要請に、EU の企

<sup>6</sup> 米国連邦議会共和党 “[MEMORANDUM](#)” p. 15 (2023年6月23日)

<sup>7</sup> Forbes “[Lutnick Says EU ESG Regulations Will Harm U.S. Energy Producers](#)” (2025年2月9日)

<sup>8</sup> United States Senator Bill Hagerty “[Hagerty Introduces Legislation to Protect U.S. Businesses from European Regulators' Power Grab](#)” (2025年3月12日)

<sup>9</sup> SEC “[Release No. 34-92590](#)” (2021年8月6日)

<sup>10</sup> 米国連邦議会上院 銀行・住宅・都市問題委員会 “[Toomey, GOP Banking Members Urge SEC to Block NASDAQ's Proposed Diversity Quota](#)” (2021年2月12日)

<sup>11</sup> United States Court of Appeals for the Fifth Circuit “[Petition for Review of an Order of the Securities & Exchange Commission Agency No. 34-92590](#)” (2024年12月11日)

<sup>12</sup> SEC “[SEC Votes to End Defense of Climate Disclosure Rules](#)” (2025年3月27日)

業や人権団体、政府が反発するのも無理もない。また、ダイバーシティ開示や GHG 開示といった、米国では導入しないと判断された情報開示を、EU が米国企業に義務付けることに反発が強まるのも頷ける。

経済規制や環境規制などの中には、国境があまり大きな意味をもたない規制もあり、域外適用を認めることが必要になる。しかし、域外適用には反発が起きやすい。域外適用される規制が、適用される国の規制と矛盾する場合は、法的な整合性が問題となりうる。交渉によって妥協点を見出していくことになるだろうが、DEI にせよ、サステナビリティにせよ、損得だけでなく価値観の対立も含むので、どのように妥結するか、予想は難しい。

EU と米国との間で DEI や EU サステナビリティ開示規制の域外適用に関する問題が顕在化しているが、日本が無関係だということではない。米国政府と何らかの取引関係がある日本の企業やその他の組織に、DEI プログラムに関する調査票がいつ送付されても不思議ではない。調査票への回答にあたっては、現在の米国でどのような DEI プログラムが違法・不適切と考えられているかを理解しておくべきかもしれない。

また、仮に米国と EU が EU サステナビリティ開示規制について何らかの妥結に至った場合、果たして日本企業に対する域外適用はどうなるかも気になる。とはいえ、EU サステナビリティ開示規制は、実施開始を目前にして大幅改正が始まるなど、予想を裏切る展開が続いており、日本企業との関係を含め、今後の先行きは見通しにくい。